○四国地方整備局告示第七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月三十一日

四国地方整備局長　平井　秀輝

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号及び百九十七号並びに三百八十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大洲市北只一七八番三から同市東大洲一七〇九番一まで	前	B A 二〇・二〇～九八・〇〇	五・八〇〇メートル 五・八六〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A 九・二〇～六二・五二 二〇・二〇～九八・〇〇	五・八〇〇メートル 五・八六〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○四国地方整備局告示第七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月三十一日

四国地方整備局長　平井　秀輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所	備考
五十六号及び百九十七号並びに三百八十号	大洲市大洲字片原町六四二番五地先から同市大洲字本町一丁目南一七二番一まで	四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所	

供用開始の期日　平成二十九年八月三十一日

○四国地方整備局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月三十一日

四国地方整備局長　平井　秀輝

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
東かがわ市伊座字池繁三一五番一から同市小砂四七〇番一まで	前	A 九・七四～	四五・〇三メートル 八・六六一キロメートル	上記A・B・C・D・E・F・G・H及びIは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D・E・F 二六・八〇～一二三・三七	六・七四二	
		G・H・I 九・七四～四五・〇三	八・六六一	
	後	A 九・七四～四五・〇三	八・六六一	
		B・C・D・E・F・G・H・I 二六・八〇～一二三・三七	七・〇五七	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○北海道開発局告示第百五十八号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月三十一日から三十日間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

路線名　北海道横断自動車道黒松内釧路線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
釧路市新野一七〇番地内	前	三九・七〇～三九・七〇～	五二・八一メートル 五四・一〇キロメートル
	後		〇〇・一三八
釧路市音羽七番三から同市北斗四〇番六まで	前	二八・五〇～三〇・八七～	六二・五〇〇メートル 九八・〇〇〇キロメートル
	後		二・五八〇〇
釧路市北斗四〇番六から同市北斗二六四番七まで	前	三七・一九～三七・一九～	五九・二五メートル 五九・二五キロメートル
	後		〇〇・一七四
釧路市鶴野七〇番一〇から同市鶴野九八番一まで	前	一一・一五～一四・五三～	七三・五三メートル 七三・五三キロメートル
	後		〇〇・一〇〇
釧路市鶴野一五一番四から同市鶴野一五一番一四まで	前	六四・九二～七二・二一～	九四・五〇〇メートル 九四・五〇〇キロメートル
	後		〇〇・一一七

図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第百五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月三十一日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
千歳市本町二丁目二八番二から同市本町二丁目二七番一まで	前	二二・一六～二四・一九～	二二・一八メートル 二六・九四キロメートル
	後		〇〇・〇二六

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月三十一日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
千歳市錦町一丁目二一番から同市本町一丁目二六番三一まで	前	二二・〇～二四・二九～	二六・三三メートル 三六・一三キロメートル
	後		〇〇・〇七八

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部